

## VII退職後の手続きや届出に関すること

### Q5 国と信用金庫年金の年金を受給開始する流れを教えてください(裁定請求フロー)

A5

現在、信用金庫に在職中の信金太郎さんを例に裁定請求フローを見ていきましょう。



例) 信金太郎さん 男性

プロフィール(令和2年時点)

●昭和34年6月4日生まれ(63歳) ●当基金加入日:昭和57年4月1日(勤続期間38年)

●国の支給開始年齢64歳

#### ① 信金太郎さんが63歳で退職して加入事業所以外へ再就職した場合 ～国の支給開始年齢前に退職した方～

DB・CB加算年金は退職後に支給されます。

支給開始年齢到達後、基金から基本年金が支給されます。

#### ② 信金太郎さんが在職中に国の支給開始年齢(64歳)に到達した場合 ～在職中に支給開始年齢に到達した方～

在職中は65歳に到達、または退職するまでDB・CB加算年金の支給はありません。

基本年金の支給手続きのみ行います。



次頁へ

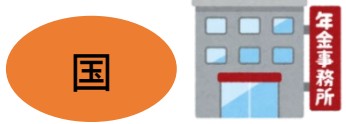
# VII 退職後の手続きや届出に関すること

## Q5 国と信用金庫年金の年金を受給開始する流れを教えてください(裁定請求フロー)

① 信金太郎さんが62歳で退職して加入事業所以外へ再就職した場合  
～国の支給開始年齢到達前に退職した方～



私は62歳で退職して、信用金庫年金の加入事業所以外で再就職します。



**支給開始年齢到達の3カ月前頃**  
年金機構から、「年金請求書」(裁定請求用紙)が送付されます。

**支給開始年齢になってから**  
最寄りの年金事務所で、老齢厚生年金の請求手続きを行います。

**手続きから1～2カ月後**  
年金機構から「年金証書・年金決定通知書」が送付されます。

**証書到着から1～2カ月後**  
「年金証書・決定通知書」が届いてから、1～2カ月後に支給開始されます。

いくら払えばよいか  
情報が来る

**企業年金連合会**  
国の裁定後に、企業年金連合会経由で基金に支給停止情報が提供される

人事担当から事業所を通じて提出します

退職時、基金へ「裁定・改定請求書」を提出

裁定から給付までに約2～3カ月  
基金から「年金証書」「年金裁定通知書」が送付され、DB・CB加算年金が支給開始します。

「状況確認届」を送付  
国の支給開始年齢到達月の前月に登録住所宛に送付します。支給開始年齢到達以降のご本人の就労状況を選択し必要書類を添えてご提出ください。

1カ月後に裁定処理  
支給停止情報に基づいて在職年金停止額等による年金停止等の確認が取れてから裁定処理します。  
※支給停止情報が届くのに数カ月かかる場合もあります。

裁定処理～給付までに約1～2カ月  
基金から「年金証書」、「支給年金額変更通知書」が送付され、加算年金に加えて基本年金が支給開始します。

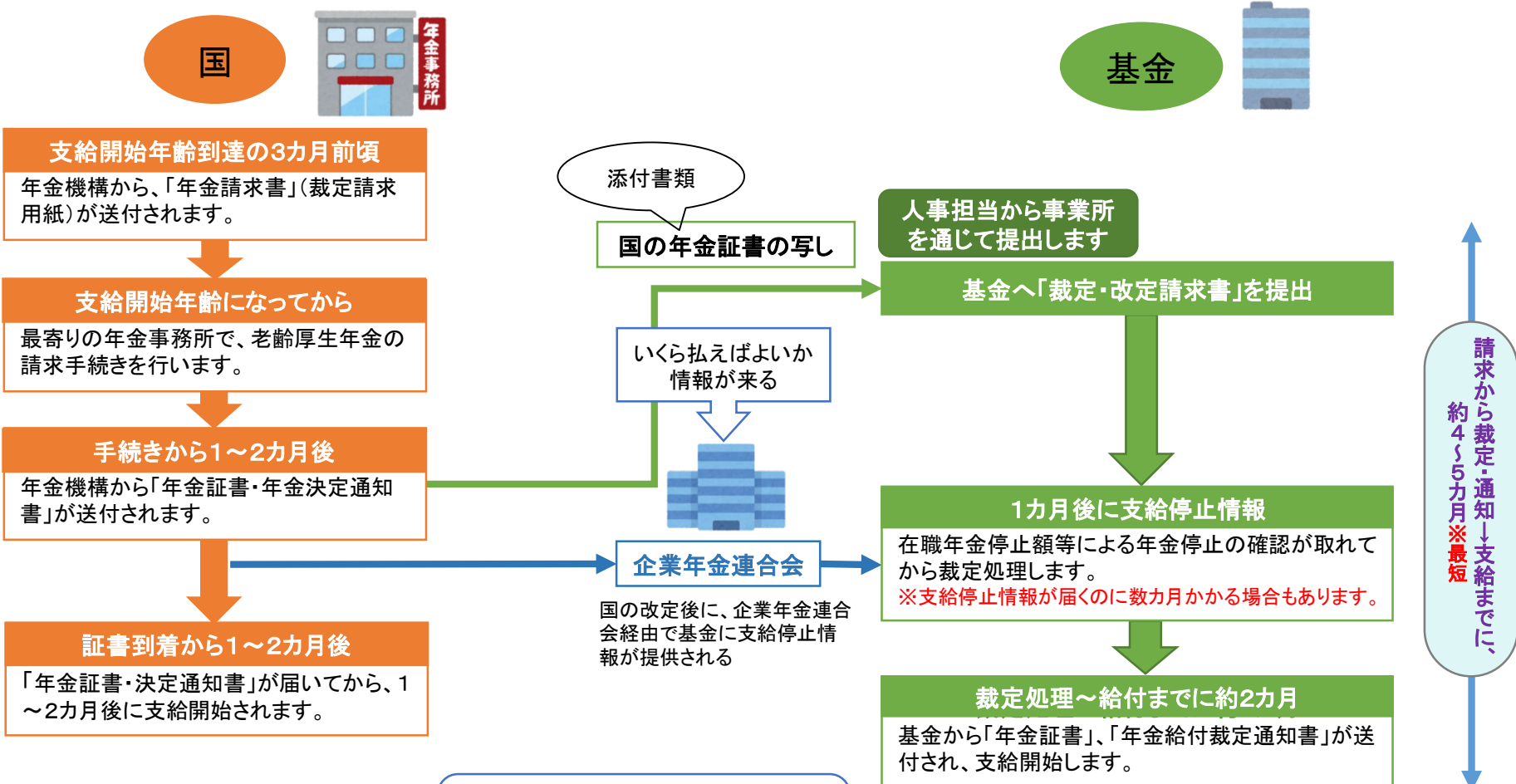
請求から裁定  
通知までに  
約3カ月

請求から裁定・通知  
↓支給までに  
約4～5カ月  
※最短

# VII退職後の手続きや届出に関すること

## Q5 国と信用金庫年金の年金を受給開始する流れを教えてください(裁定請求フロー)

②信金太郎さんが在職中に国の支給開始年齢(64歳)に到達した場合  
～在職中に支給開始年齢に到達した方～



支給開始年齢に到達(64歳)しましたが引き続き在職します。DB・CB加算年金は65歳になったら改めて手続きをするのですね！